**誓約・同意書**

「○○○」を申請するに当たり、下記の内容について、誓約・同意致します。

記

※誓約・同意事項を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |  |
| --- | --- |
| 卸売市場法第１４条において準用する法第５条第２号から第４号までに掲げる者に該当していません。（以下「参考①」参照） | はい・いいえ |
| 申請書類に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第２４条に基づき、大阪府が大阪府警察本部に提供することに同意します。（以下「参考②」参照） | はい・いいえ |
| 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する**暴力団**、同条第2号に規定する**暴力団員**、同条第3号に規定する**暴力団員等**及び同条第4号に規定する**暴力団密接関係者**には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の**暴力団**、**暴力団員**、**暴力団員等**及び**暴力団密接関係者**が経営に事実上参画していません。（以下「参考③」参照） | はい・いいえ |

参考①：卸売市場法第５条第２号から第４号

二　その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの

三　第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四　第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

参考②：大阪府暴力団排除条例第24条

第二十四条　大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)第二条第四号第二条第五号に規定する実施機関(公安委員会、警察本部長及び府が設立した地方独立行政法人を除く。以下同じ。)は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報(大阪府個人情報保護条例第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するものとする。

2　 実施機関は、この条例の規定に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を警察本部長に提供するものとする。

参考③：大阪府暴力団排除条例第２条第１号から第４号

一　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)

第二条第二号に規定する暴力団をいう。

二　暴力団員　法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

四　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。

　　年　　月　　日

大阪府知事 様

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）